

よくお読みください

公益社団法人全国学習塾協会は自主基準（及び同実施細則）を制定し、消費者の安心安全に向けた取組を続けています。2018年10月8日の自主基準実施細則改正は、合格実績に関する内容です。

<主な改正のポイント>

①合格実績に含むことのできる塾生徒の範囲を決定するための基準

受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3ヶ月を超える期間当該学習塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者とし、かつ、受講時間数が30時間を超える場合とする。なお、当該時間に受験直前における集中講義等の受講時間を含めることを妨げない。

自らの塾生とするためには、表記に「かつ」とありますように、

- A. 受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3ヶ月を超える期間当該学習塾に在籍していること。
- B. 通常の学習指導を受けた者であること。
- C. 受講時間数が30時間を超えていること。

これらのいずれの条件も満たす必要があります。

なお、30時間に受験直前における集中講義等の受講時間を含めてカウントしても構わない、と言っています。ただし、いくら受験直前における集中講義等の受講時間が長くても、AとBの要件を満たしていないと自らの塾生として合格実績に入れることはできません。

また、最低ラインとしての「30時間」の算定根拠は次の通りです。

- ア. 通常の学習指導 90分×4回/月×3ヶ月=18時間
 - イ. 短期講習など 90分×5回=7.5時間
 - ウ. 直前特訓など 60分×5回=5時間
- ア+イ+ウ=30.5時間

公正取引委員会は1985年に学習塾に対して、8日間程度の短期講習のみや数回テストを受けただけの生徒数を実績に含めると、消費者の誤認を招く恐れがあるとの見解を示していましたが、上記の実施細則が定める合格実績に含むことのできる塾生徒の範囲を決定するための基準はその指摘にはあたらないと考えています。

※「受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3か月を超える期間当該学習塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者」の起算日について
このとき、受験直前は受験日当日の前日と解します。従って6ヶ月間の起算日は受験日の前日になります。例えば、1月20日が受験日だった場合、前日の1月19日を起算日として前年10月19日以前に受講開始した生徒を合格実績に含むことのできる塾生とします。

また、受験直前の6ヶ月間の中であれば、途中で契約解除になっている生徒の場合も塾生となるケースもあります。すなわち、7月19日に入塾して10月19日に契約解除（退塾）した生徒も「受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3か月を超える期間当該学習塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者」に該当することになります。

②合格実績に含むことのできる受講内容

上記の受講内容は、正規の授業若しくは講習でかつ有料のもの（映像授業・オンライン講座等を含む）でなければならないものとし、体験授業・体験講習・無料講習・自習・補習、他の事業主体に派遣した講師による授業・講習等であつたり単に教室にいただけの自習時間等は含まれないものとする。

③合格実績の広告に明示すべき事項

学習塾は、合格実績の広告表示にあたり、表示する情報の範囲・従属性を明確にするため、事業主体となる広告主体及び／又は合格実績が次の各号のいずれかに該当するかを明示するものとする。

- 一 事業主体の全部
- 二 分教室の一部
- 三 チェーンシステムにおける同名塾全体又は一部
- 四 提携塾の全体又は一部

合格実籍の人数表示において、小学校・中学校・高等学校の学校群或いはグループ分けによる累計或いは積算表示は、消費者に誤認を招く恐れが多く、避けるべきものとする。

★自主基準（及び同実施細則）の全文はこちら。 <https://www.jja.or.jp/safety/independent/>